

令和５年度　支援制度一覧

市　町　名	永平寺町
担当部署名	えい住支援課
電　話　番　号	0776-61-3922

区分	制度名		金額	内容	大学等 新卒者	担当課
仕事	☐	事業資金利子・保証料補助		事業者が運転・設備資金または創業資金を借り入れる際の支払利子額と保証料の一部補助（利子補給・5年間、年度ごとに支払った利子額の1/2（上限0.5％）を補助、保証料補給・1/2補助）		商工観光課
仕事	☐	空き家空き店舗活用創業支援事業	上限５０万円	空き家等を活用して創業するために必要な改修費用（改修費用の1/2,50万円限度）や家賃（家賃の1/2,月額3万円,2年間）を補助 ※創業のための事業計画、資金計画の作成などの支援付き	○	商工観光課
仕事	☐	チャレンジ企業支援補助	上限１００万円	地域資源を生かした新たな商品開発や新技術・アイデアによる新製品開発にかかる費用の1/2(上限100万円)を補助		商工観光課
住まい	☐	住まいる定住応援事業	新築住宅　１０万円 中古住宅　　５万円	住宅の所有者が45歳未満の人。中学生以下の子どもがいる場合は45歳以上の人も対象で、転入または転居日から１年以内に申請すること 【住宅取得支援金】 新築住宅.....10万円、中古住宅.....５万円 【子育て支援金】 転入時に中学生以下の子ども１人につき10万円 （転入前に町外に引き続き１年以上居住した転入者で、新規に住宅を取得した人が対象）		えい住支援課
住まい	☐	永平寺・上志比地区定住促進助成金	住宅用地取得費の1/10（上限５０万円） 住宅取得費の1/20（上限５０万円）	永平寺・上志比地区で住宅を新築する方に対し、住宅用地取得費、住宅取得費を補助（各上限50万円）		
住まい	☐	木造住宅耐震改修補助	上限１２０万	昭和56年5月31日以前に着工した耐震診断評点が1.0未満の木造住宅の耐震改修工事の一部を補助		
住まい	☐	結婚新生活支援事業補助金	上限６０万円	・令和５年３月１日から令和６年３月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦が対象 ・婚姻日時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下で、夫婦の所得合算額が500万円未満の世帯 ・対象となる住居地が永平寺町内にあり、かつ、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっており、申請日より３年以上継続して居住する意思があること ・自治体が実施する新婚・妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取り組み（セミナーなど）へ参加すること 【支援対象】 令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間で、次の項目に該当し支払ったもの ・婚姻を機に新たに住宅を取得または借用したとき（敷金、礼金、家賃など） ・婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用 ・婚姻に伴い引っ越したとき（引っ越し業者または運送業者への支払いに係る経費） 【支援金額】 29歳以下...上限60万円 30歳以上39歳以下...上限30万円		えい住支援課
住まい	☐	U25結婚新生活支援金	１０万円	夫婦ともに39歳以下で、かつ一方が25歳以下であり、世帯所得が500万円以下の世帯に10万円を支援		えい住支援課
住まい	☐	多世帯同居のリフォーム支援	上限６０万円	リフォーム工事後に直系親族の世帯数が１以上増加する場合にリフォーム費用の1/2以内（上限60万円）を補助		えい住支援課
住まい	☐	子育て世帯等への住まい支援事業	上限６０万円 （※加算補助あり）	永平寺町への定住を促進するため、空き家住宅の有効活用を図りながら、子育て世帯等の住まいを支援 【対象者】町外からの移住者、子育て世帯、新婚世帯、町内進出企業の従業員等、新たに多世帯同居する方、新たに多世帯近居する方 【補助金額】 空き家購入支援：上限60万円（購入費用の1/3以内） 空き家リフォーム支援：上限60万円（リフォーム費用の1/3以内） ※永平寺地区・上志比地区に存する空き家の場合、上限４０万円を加算 ※新たに多世帯同居、多世帯近居するために空き家をリフォームする場合は上限30万円を加算 ※原則、空き家情報バンク登録物件に限るが、新たに多世帯近居する場合は、空き家情報バンク登録物件に限らない。 旧耐震住宅の建て替え：上限30万円（除却費用の1/3以内）		えい住支援課
住まい	☐	空き家等情報バンク		売却・賃貸が可能な「空き家情報」を所有者の方から募集しています。集めた情報はHPでお知らせしています。随時受付中 (空き家等情報バンク関連補助金) ・空き家等情報バンク登録奨励金：新たにバンク登録した場合に、登録物件1件につき奨励金2万円交付 ・空き家家財処分支援事業：バンク登録空き家内の家財処分に要する費用の2/3以内（上限額10万円）を補助 ・グリーン住宅ポイント制度(国の制度)：バンク登録空き家を購入した場合に、ポイント付与（30万ポイント/戸）の対象となります。※詳細は、グリーン住宅ポイント制度公式ホームページにてご確認ください。		えい住支援課
住まい	☐	空き家家賃支援金	上限３万円/月 (最大1年間補助)	空き家等情報バンクに登録された空き家を賃貸する人に対し、家賃の一部（上限3万円/月）を最大1年間補助。		
住まい	☐	福井の伝統的民家活用推進事業	上限３００万円	「ふくい伝統的民家」の所有者で、外観に関する改修工事費用の1/2以内（上限300万円）を補助 補助対象地区：京善、鳴鹿、栃原、浅見、中島、市荒川、藤巻、吉峰、竹原		えい住支援課
妊活	☐	特定不妊治療費助成		特定不妊治療および精巣内精子採取術にかかる費用に対する助成 対象：法律上の婚姻をしている夫婦		福祉保健課
子育て	☐	一時預かり事業		就学前児童の一時保育（年5回の無料チケット有）※要登録、自己負担有		子育て支援課
子育て	☐	病児保育・病後児保育		生後2ヵ月～小学校6年生までの児童が病気等で安静に配慮する必要があり、保護者の就労等のやむを得ない事由により家庭で保育できない場合に町が指定する病院に預けることができる（年5回の助成チケット有）※要申請、自己負担有		子育て支援課

令和５年度 支援制度一覧

市 町 名	永平寺町
担当部署名	えい住支援課
電 話 番 号	0776-61-3922

区分	制度名		金額	内容	大学等新卒者	担当課
子育て	☐	すみずみ子育てサポート事業		乳幼児から小学3年までの児童を持つ家庭が対象①生活支援・幼稚園や児童クラブなどへの送迎代行 年10時間の無料チケット有②一時預かり（短時間） 一時的に保育ができない時に1時間単位で預けることができる。 費用700円/時間のうち1/2を町が負担※いずれも要申請、自己負担有		子育て支援課
子育て	☐	えいへいじ子さんすくすく応援事業		第2子以降の保育料・一時預かり・病児病後保育・すみずみ子育てサポートの負担金が無料。（所得制限要件あり）		子育て支援課
子育て	☐	子どもの医療費助成		高校3年生までの子ども医療費を助成（医療保険適用分の自己負担なし。）ひとり親家庭等への支援（20歳未満の児童とその父もしくは母の医療費を助成（所得制限要件あり））		子育て支援課
子育て	☐	出産祝い金		本町に1年以上住所を有する方が出産した場合の祝い金（第1子・第2子3万円、第3子以降5万円）		子育て支援課
子育て	☐	インフルエンザ予防接種助成（1歳～中学3年生まで）		インフルエンザ予防接種にかかる費用の助成		子育て支援課
子育て	☐	放課後児童クラブ（小学1～6年生が対象）		町内小学校に在学する小学1～6年生で、放課後及び土曜日に留守家庭となる児童の受け入れ ひとり親家庭等への支援（利用料を1人あたり2500円まで助成。要申請）		子育て支援課
子育て	☐	地域子育て支援センター		地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施		子育て支援課
子育て	☐	小・中学校の給食費無償化		町内に住所を有する小・中学生の学校給食費を無償化		学校教育課
子育て	☐	保育料の無償化		3歳児以上の保育料無償化に加えて、0歳から2歳児の第2子以降について保育料無償化。（所得制限要件あり） ひとり親家庭等への支援（支払った保育料に対し2000円/日、半日1000円/日を助成）		子育て支援課
子育て	☐	教育資金支援給付金		金融機関からの教育資金融資に対し、給付上限額を5万円として、借入額の1%を給付		学校教育課
子育て	☐	えちぜん鉄道利用促進通学定期券補助		学生を対象とした電車の利用促進事業として、通学定期代の2/10を補助 対象：町内の電車利用の学生 ひとり親家庭等への支援（小中高校生の通学定期代を1人あたり1万円まで助成。要申請）		総合政策課
子育て	☐	路線バス通学定期券補助		学生を対象とした路線バスの利用促進事業として、通学定期代の2/10を補助。ひとり親家庭等への支援（小中高校生の通学定期代を1人あたり1万円まで助成） 対象：町内の路線バス利用の学生		総合政策課
子育て	☐	在宅育児応援手当		第2子以降で保育所に預けず、在宅で育児をしている家庭に月額1万円/人を支給（所得要件あり） 対象：生後2ヶ月～満3歳未満		子育て支援課
子育て	☐	ひとり親家庭等医療費助成		20歳未満の児童とその父もしくは母の医療費を助成（所得要件あり）		子育て支援課
子育て	☐	すくすく育児用品支援事業		町内在住の子育て世帯に対し、育児用品に係る経費を助成。赤ちゃん訪問時に1万円分の支給券を配布。（1回のみ）		子育て支援課
子育て	☐	幼稚園でのおむつ持ち帰りゼロ事業		保育時の使用済おむつを園で処分。家へ持ち帰らない支援により、衛生面の環境改善や育児の負担軽減を図る		子育て支援課
その他	☐	永平寺町移住定住ホームページ「E-standard 永平寺町に移り住んだら」		永平寺町の移住定住に関する情報（住まい、仕事、子育て、移住者インタビュー等）を発信しているサイト。		えい住支援課
その他	☒	移住就業等支援金	50万円 （※子育て加算あり）	・同一の世帯に属する転入者全員が、転入日において45歳未満であること（中学生以下の子どもがいる場合は、45歳以上がいる世帯も対象） ・住民票を移す直前に、2年以上連続して福井県外に居住し、転入した日から2年以上継続して本町に定住する意思があること ・申請者を含む2人以上の同一世帯員が、いずれも令和4年4月1日以降に県外から本町に転入し、申請時において同一世帯に属していること ・本町への転入が転勤、出向、出張、研修などによる一時的な勤務地の変更ではなく、新規雇用を伴う移住であること 【支援金額】 一律50万円（18歳未満の子を帯同している世帯で令和4年4月1日以降に転入した場合は、30万円を加算、令和5年4月1日以降に転入し、永平寺地区、上志比地区に移住した場合は、100万円を加算）		えい住支援課
その他	☒	U・Iターン移住就職等支援金	100万円 （※子育て加算あり）	内容については、状況に応じ変更となる場合がございます。 詳しくは各市町へご確認ください。		えい住支援課
その他	☐	低所得者居宅介護サービス利用者負担額助成		訪問系サービスにかかる利用者負担額の30%を助成（住民税非課税世帯者対象）		福祉保健課
その他	☐	戸別受信機購入費補助金		町内に住所を有する者、事業者に対し、防災行政無線の戸別受信機購入費用を補助 非課税世帯：本体価格の2/3 非課税世帯以外：本体価格の1/2		防災安全課
その他	☐	空き家等解体及び撤去事業補助金	上限50万円	町内に存する空き家等の所有者、解体撤去について委任を受けた者に対し、空き家等の解体及び撤去に要した費用の3分の1以内を補助 老朽空き家の場合上限50万円、準老朽空き家の場合上限30万円		防災安全課
その他	☐	移住定住促進に向けた空き家解体撤去補助金	上限50万円	『空き家等解体及び撤去事業補助金』の対象者で、永平寺・上志比地区の空き家を解体後に土地の所有権を移転した場合、補助額を加算 上限50万円		
その他	☐	土地活用のための空き家解体補助	上限20万円	空き家及び当該土地の所有者が空き家解体後、2年以内に当該土地の所有権を移転した場合、空き家解体費用の一部を補助 上限20万円		
その他	☐	合併処理浄化槽設置整備事業補助金		公共下水道及び農業集落排水事業等の事業認可区域以外で合併処理浄化槽を設置する場合に補助 限度額：5人槽 375,000円、6～7人槽 438,000円、8～10人槽 555,000円、11～20人槽 1,044,000円、21～30人槽 1,752,000円、31～50人槽 2,340,000円		上下水道課